

# 固定資産税のよくあるご質問とお願い

**Q1** 土地や建物を売ったのに、どうして納税通知書が来るの？

**A1** 1月1日現在の所有者の方に課税されるためです。

固定資産税は、原則、賦課期日と呼ばれる1月1日現在の所有者の方に対して課税されることとなっております。以下に、令和4年度の固定資産税について、例示いたします。

所有権移転日	令和4年度の納税義務者
令和3年12月25日	買主
令和4年 1月 5日	売主

『所有権移転日』は、実際の売買日等ではなく、『登記日』を指します。

※表題登記されていない家屋について、所有者の方が変更となった場合は、『未登記家屋所有権移転申告書』により、税務会計課へ申告をお願いいたします。

**Q2** 相続があったときは、役場に届出が必要なの？

**A2** 令和2年度税制改正により、申告が義務化されました。

近年増加する所有者不明土地への対策として、地方税法および長瀬町税条例により、相続人の方の住所、氏名等の申告が義務化されました。つきましては、**ご自身が現所有者である（＝法定相続人として固定資産を相続している）ことを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、『固定資産現所有者申告書』により、申告をお願いいたします。**

ただし、上記申告期限内に、「相続登記」または「『相続人代表者指定届出書』の届出（通常、死亡後の手続の際にご記入いただいております。）」をおこなっている場合、申告の必要はございません。

**問合せ** 税務会計課 課税（資産税）担当 ☎66・3111 内線113

## 『令和4年度償却資産申告』について

個人や法人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いる機械や装置、工具、器具、備品などで、原則、取得価額が10万円以上のものは、『償却資産』として、固定資産税の課税対象となります。

町内に以上のような資産を所有されている方は、令和4年1月1日現在の状況を申告をお願いいたします。

**期 限：令和4年1月31日(月)**

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、eLTAXまたは郵送による提出へご協力ください。

**問合せ** 税務会計課 課税（資産税）担当 ☎66・3111 内線113

## 長瀬町中小企業等持続化給付金(第2回)を交付します

新型コロナウイルス感染症対策として、長瀬町中小企業等持続化給付金（第2回）を交付します。

■対象となる方 令和2年度に国が実施した持続化給付金の給付決定を受けた法人及び個人事業主

■交付金額 国の持続化給付金給付決定額の7%（千円未満切捨て）に相当する額

※参考 前回長瀬町中小企業持続化給付金の交付金額 中小企業：20万円 個人事業主：10万円

■申請方法

前回の長瀬町中小企業等持続化給付金の交付を...	
【受けている】	【受けていない】
申請手続きは不要です。 交付決定通知書を郵送しますので、振込口座の変更をする場合や受け取りを辞退をされる場合は、同封の書類により届出を行ってください。	下記の書類を産業観光課へ提出してください。 ①長瀬町中小企業等持続化給付金（第2回）交付申請書兼請求書 ②長瀬町中小企業等持続化給付金（第2回）交付誓約書 ③国の持続化給付金の給付を受けたことが確認できる書類の写し ④中小企業名義の振込先口座の通帳の写し（中小企業の場合） ⑤最新の法人税申告書別表第一の写し（中小企業の場合） ⑥申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（個人事業主の場合） ⑦本人確認書類（個人事業主の場合）

■申請期限 令和4年2月28日(月)

**問合せ** 産業観光課 産業観光担当 ☎66・3111 内線234